

東京外国語大学学部会議通則

〔平成24年 1月25日〕
規則 第110号

改正 平成31年 3月12日言語文化学部規則第1号 平成31年 3月12日国際社会学部規則第1号

(適用範囲)

第1条 この規則は、東京外国語大学言語文化学部、国際社会学部、国際日本学部及び世界教養プログラムに設置される専門委員会等で行われる会議で特段の定めのない場合には本通則を適用するものとする。

(議長)

第2条 会議は、議長が招集する。

2 会議は、あらかじめ議長の職務代行者を定め、職務代行者は議長に事故あるときは、その職務を代行する。

(会議)

第3条 会議は、委員等構成員の2分の1以上の出席がなければ議事を開くことができない。

2 議長は、次に掲げる者を前項で規定する定足数から除くことができる。

- (1) 国立大学法人東京外国語大学旅費規程（平成16年規則第128号）第2条第3号に規定する出張中の者
- (2) 国立大学法人東京外国語大学職員就業規則（平成16年規則第52号）第40条第2項に定める研修中の者又は同条第5項に規定する特別研修中の者
- (3) 国立大学法人東京外国語大学職員勤務時間、休暇等に関する規程（平成16年規則第53号）第23条に規定する病気休暇又は第24条に規定する特別休暇の承認を受けている者
- (4) 国立大学法人東京外国語大学職員の採用、離職等に関する規程（平成16年規則第56号）第21条に規定する休職の承認を受けている者

3 議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 議長が必要と認めたときは、構成員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(電子メールによる会議)

第4条 議長が必要と認める場合には、会議を電子メールによる形式でとることができる。

(雑則)

第5条 この通則の改正は、学部の教授会の議を経なければならない。

附 則

この通則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この通則は、平成31年4月1日から施行する。